制度の名称	地すべり等関連住宅融資				
支援の種類	貸付(融資)				
支援の種類のの行金を関するとは、大人援会をは、大人援会をは、大人では、大人では、大人では、大人では、大人では、大人では、大人では、大人で	貸付(融資) ●地すべりや急傾斜地の崩壊により被害を受けるおそれのある家屋を移転したり、これに代わるべき住宅を建設又は購入する場合にご利用いただけます。 ●融資の対象となる地すべり等関連住宅には主に次のタイプがあります。 地すべり等防止法の規定による関連事業計画に基づいて移転される住宅部分を有する家屋といいます。 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の規定による勧告に基づいて除去される住宅部分を有する家屋といいます。 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の規定による勧告に基づいて除去される住宅部分を有する家屋に代わるべきものとして新たに建設又は購入される住宅部分を有する家屋に代わるべきものとして新たに建設又は購入される住宅部分を有する家屋をいいます。 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の規定による勧告に基づいて除却される住宅部分を有する家屋に代わるべきものとして新たに建設又は購入される住宅部分を有する家屋に代わるべきものとして新たに建設とは購入される住宅部分を有する家屋に代わるべきものとして新たに建設とは購入される住宅部分を有する家屋をいいます。				
	が必要です。		融資限度額	返済期間]
	土地取得资金力			35 年	
	土地取得資金なし		2, 700 万円		
	土地取得資金あり		3, 700 万円		
	※ その他詳細については独立行政法人住宅金融支援機構ホームページ (https://www.jhf.go.jp/loan/yushi/info/jisuberi/index.html) 又は下記のお問い合わせ先にご確認ください。				
活用できる方	●関連事業計画又は勧告に基づいて、住宅を移転又は除去する際の当該家屋の所有者、賃借人 又は居住者で、地方公共団体から移転等を要することを証明する書類の発行を受けた方が対 象です。				
お問い合わせ	独立行政法人住宅金融支援機構 お客さまコールセンター 0120-086-353				